

質問に先立ち、台風 10 号により被災された皆様に心より お見舞い申し上げます、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

質問に入ります。

公明党北区議員団を代表して 2020 年東京オリンピック・パラリンピック大会を目指して北区の取り組みなど、大きく 4 項目について、花川区長・清正教育長に質問いたします。

リオデジャネイロ・パラリンピック大会が開会されました。それぞれの障害を乗り越え挑戦する日本選手団の活躍と成功を祈っております。

リオ・オリンピックでは過去最高の 41 個のメダルを獲得し、日本選手団の活躍は日本国民に希望と感動を与えてくれました。いよいよ 4 年後、東京オリンピック・パラリンピック大会です。世界中からのお客様を迎える準備が加速する事と思います。

競技会場となる湾岸エリアでは施設や道路の整備が行われますが、競技会場の無い北区では 2020 年東京オリンピックをどのように迎え、何を持って北区はオリンピックのレガシーとしようとしているのでしょうか。

私は今回、質問項目にも入れている、タバコフリー・オリンピックを通し、喫煙の及ぼす健康への影響やマナー向上へ、区民の大きな意識改革の転換点となる施策や十条・王子のまちづくり、命を守る都市計画道路なども「あの東京オリンピックの時に大きく前進したね」と多くの区民の皆さんと共感できるよう積極的な施策推進の答弁を期待します。

(1) 初めに、次期中期計画策定にあたっては計画年度が 2020 年東京オリンピック・パラリンピックと重なることから大会を見据

え、大胆かつ実効性ある中期計画にすべきと思います。中でも、公衆無線 LAN の整備については中期計画の中で明確に位置づけ推進することを強く要望いたします。

これまで公明党会派では、公衆無線 LAN の整備について、防災の視点から避難所への設置、観光の視点から庁舎や商店街への設置など再三にわたり北区の積極的な対応を求めてまいりました。また、他会派からも公衆無線 LAN 整備については多くの質問がされております。

中期計画では、外国人ウェルカム商店街事業として公衆無線 LAN の整備、ホームページやマップの作成の一部を助成するとなっております。

商店街が公衆無線 LAN を整備する場合に一部を助成するというもので、商店街が整備しなければ商店街への公衆無線 LAN は設置されないことになりかねません。このような消極的な姿勢で公衆無線 LAN の整備が遅れた場合、外国の方だけでなく若者にも北区の魅力は届かなくなってしまうと思います。

公衆無線 LAN は、初期費用や年間の運用経費などコストも掛りますが、北区の魅力や他区との競争を勝ち抜くための必須の基盤整備であります。商店街だけでなく飛鳥山公園や荒川土手・区施設など区の主導で公衆無線 LAN を整備すべきだと思います。区長の決意を伺います。

次に（２）受動喫煙防止 タバコフリー・オリンピックを目指して北区の取り組みを伺います。

IOC 国際オリンピック委員会はスポーツを通して健康作りを目指し「たばこのないオリンピック」を推進しています。これまでオリンピックを開催してきた都市は施設内での受動喫煙防止を防

ぐ法律などを制定してきました。2020年東京大会開催に向け、大きな課題として「タバコフリー・オリンピック」受動喫煙防止法の制定があります。

受動喫煙防止については、健康増進法や厚生労働省健康局長通知、改正労働安全衛生法で、多数の人が出入りする場所では管理者が防止措置を講じるよう規定し、職場での対策は事業者に求めています。しかし、努力義務の為、徹底されていないところがあります。東京オリンピックへ向けての法制化については、国や東京都の受動喫煙防止法の制定に期待したいと思います。

このような背景の中、NTCが設置され多くのトップアスリートが訪れる北区の喫煙対策について伺います。

アとして、禁煙希望者への積極的支援と啓発について伺います。

奈良女子大学大学院の高橋裕子教授の調査では、喫煙者の約8割が「禁煙しなければ」「禁煙したい」と思っているとの事です。

しかし、禁煙はなかなか難しい。なぜなら、ニコチンは非常に強固な中毒状態であるニコチン依存と毎日の生活習慣になっている心理的依存の両方があるからだそうです。禁煙をスタートするには、

- 宣言をする。会社や家族に宣言し周囲の協力を仰ぐ。
- 仲間をつくる。同じ禁煙仲間を作ることで互いに励まし合いながら挑戦できる。
- メリットを確認する。禁煙によって体に良い変化が期待できる。
- 備える。どんな時に吸っているのか、どうしても吸わずにいられない程なのか、なんとなく吸っているだけなのか、どんな時に禁煙の意志が揺らぎやすいかを予測して備えること。をポイントに挙げています。

北区では、タバコをやめたい人へ禁煙治療費助成制度や禁煙外

来・インターネットの禁煙プログラム「禁煙マラソン」などの紹介で禁煙支援を行っています。

平成 26 年度特定健康診査における喫煙率は 18%です。ヘルシータウン 21 では、全体の喫煙率を 12%に下げることが目標にしています。

目標達成の為、禁煙希望者への積極的支援と啓発がさらに必要と思われませんが、どのように取り組んでいくのか伺います。

イとして、若年喫煙者への禁煙支援について伺います。

これまで 20代など若年者はブリンクマン指数が 200 以上の条件にならず、禁煙治療の保険適用対象外でしたが、28 年度の診療報酬改定で 34 歳以下は指数に関係なく保険が使えるようになりました。若年者向けの禁煙プログラムや禁煙電話相談窓口の設置、積極的な広報が必要だと思いますがいかがでしょうか。

ウとして、「ルート 2020 トレセン通り」を路上喫煙禁止重点地区に指定し、タバコの吸い殻の散乱や火傷被害の防止、快適な住環境のタバコフリー・オリンピックのモデル地区にしてはいかがでしょうか。

平成 20 年 6 月制定の「東京都北区路上喫煙防止等に関する条例」も 8 年が経過しました。受動喫煙防止について様々な検討がされている今、この条例も環境に配慮した実効性あるものにする絶好のチャンスと捉え、路上喫煙禁止重点地区を指定し対策を強化すべきと思います。

エとして、路上喫煙禁止地区の対策強化について伺います。

田端・赤羽・王子の路上喫煙禁止地区の指定喫煙場所は、大きな灰皿を中心に広範囲で喫煙が行われています。他区では、明確な仕切りを設け、一定の範囲内でのみ喫煙するよう整備が進んでいます。

タバコを吸う自由はもちろんありますが、駅広場を利用する多くの人が煙に晒されています。吸い殻の清掃を行う清掃員についても労働安全衛生法を考慮すれば灰皿は置かず、指定された場所で各自がポケット灰皿等で吸い殻を処分すべきだと思います。

田端・赤羽・王子の路上喫煙禁止地区の指定喫煙場所の改善とポイ捨てなど違反者に 2,000 円の過料を科すことができる、路上喫煙禁止重点地区に指定することを求めます。

路上喫煙禁止重点地区指定に際しては、吸い殻の散乱防止を含め、千代田区・港区が実施している民間店舗などを利用した屋内喫煙所の整備助成金を検討してはいかがでしょうか。

大きな 2 として、魅力あるまちづくりで防災力の強化について伺います。

(1) として、私道防犯灯の管理について伺います。

木密地域になっている志茂地域では近年、家屋の建て替えが進み 2 項道路に面した所ではセットバックが行われ、道幅が広くなり車両等の通行もしやすくなって来ております。ところが、電柱や私道防犯灯がそのまま残り、通行の妨げとなっているところが多々見受けられます。家屋の施工者が移設することもあります、多くはそのままになっています。

私道防犯灯の設置は町会自治会が申請し、北区が設置後、町会自治会に寄贈し、町会自治会の管理備品となります。移設するには、町会自治会で移設工事費約 30 万円の負担を行わなくてはなりません。

また、町会で年間 3 基程度の私道防犯灯の新設計画では蛍光灯から LED への切り替え等も中々進まないのが現状です。防犯灯の電気料金など 1 基につき年間 3000 円区からの補助があるとは

いえ、町会加入率も低くなる傾向のなかで年々高騰する電気料金も町会自治会の負担になっています。

品川区では北区と同じように、当初は私道防犯灯の管理を町会自治会が行っていましたが、公平な電気料金の負担や維持管理などから「品川区私道防犯灯維持管理要綱」を改正し、品川区が全て管理を行っています。

木密地域の課題は、旧耐震の木造住宅が密集している事と緊急車両等の通行に支障のある狭隘な道路です。一般の人や車が通行に利用している私道について、以下、区の見解を伺います。

ア、建て替え時のセットバックにより、拡張された道路に残された電柱や私道防犯灯について。

イ、私道防犯灯の補助率を電気料金・維持費含め 100%補助または、管理を区で行うことについて。

ウ、私道防犯灯の管理や課題解決に向けた検討会の設置について、お答えください。

次に（2）確認申請の必要のないリフォームについて伺います。

木造住宅の構造物である柱のみを残して住宅のリフォームを行う施工法があります。この方法でリフォームを行う場合、建築確認申請を出すことなく元の床面積を維持したまま住宅の耐震改修を行う事ができます。住宅の持ち主にとっては新築に比べセットバックを行うことなく、床面積が保たれる方法です。

この方法で 2 項道路に面した敷地、無接道敷地、既存不適格建築物などを改修した場合、狭隘道路の解消が進みません。

私は木密地域におけるこの方法の課題について、私有財産の保障と公共の安全、耐震改修助成金のあり方など区当局に指摘と相談を行ってまいりました。

北区では木造民間住宅耐震化促進事業実施要綱と木造民間住宅

耐震化促進事業実施細目に基づき、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築に着手した木造住宅を対象に木造民間住宅耐震改修に助成金を設けています。

これまでは整備地域においてもセットバックを行わない、前述の方法での工事に対しても助成金の対象とされてきました。今年 8 月 1 日要綱と細目が改定され、整備地域での耐震改修工事について助成限度額が 100 万円から 120 万円に引き上げられると共に、道路中心線より 2 メートルの後退部分にある全ての建築物の除却が必要となりました。

この改定により、整備地域での確認申請の必要のないリフォームを適正なものに誘導する一定の効果があると思いますが、区の見解を求めます。

また、この制度変更を区民だけでなく建設業者等へ周知することにより、整備地域の確認申請の必要のないリフォームを抑制し、狭隘道路の解消と耐震化が促進されると思います。建設業者等への積極的周知について伺います。

次に (3) 無電柱化の促進について伺います。

台風や地震など災害報道で、電柱が倒れている映像がよく映し出されます。道路上に立ち並ぶ電柱は、良好な景観を損ねるだけでなく、災害時には倒壊により避難や救急活動の妨げになるなど、都市の防災機能を低下させる大きな要因となっています。

公明党議員団では、積極的に区道の無電柱化を推進している練馬区・品川区を視察してまいりました。

練馬区でも歩道幅員の狭い区道は、ほぼ手つかずの状態となっています。しかし、その原因を特定し、それを取り除いたうえで、区道において無電柱化を効果的かつ効率的に推進しようと、練馬

区では本年 5 月に「無電柱化基本方針」を策定しました。

モデル事業として防災に寄与する道路で歩道幅員が狭いために今まで無電柱化が困難であった生活幹線道路や、街づくりに取り組んでいる駅周辺の無電柱化として、練馬駅南口地区電線共同溝整備事業を行いました。道路幅員 4 メートル～5.5 メートル、延長 510 メートル、工事期間は 6 年。飲食店や住宅地の無電柱化工事を完成させました。

品川区では、戸越銀座通り・北品川商店街、広域避難場所の一部である文庫の森周辺の無電柱化を進めました。

練馬区も品川区も住民の協力を得ながらトランス等を道路沿いの民間敷地内や商店街の街路灯に設置するなど工夫を行い、狭い区道の無電柱化を行っています。

北区では、都市計画道路や主要な幹線区道の新設・拡幅整備時に無電柱化を推進するとなっています。

西ヶ原外大跡地や赤羽の東本通り、王子 1 丁目区道など無電柱化が完了し、現在も 4 区間で取り組んでいます。整備には歩道幅員が 2.5m 以上必要となっており、多くの区道では現在の整備条件に合わないことや財政負担・工期などからなかなか進まないのが現状であると思われます。

志茂地域では荒川河川敷避難場所への避難路になる幅員 6 メートルの地区防災道路の整備を進めています。地区計画では避難路の確保のために沿道の不燃化のための助成制度も実施しているところです。更に消火救援活動や避難を円滑にするため、この防災道路の整備に合わせ東京都と連携し無電柱化を実施できないでしょうか。伺います。

また、都市の防災機能強化と商店街や街の活性化の視点から「無電柱化基本方針」を策定すべきだと思いますがいかがでしょうか。



(4) として、商店街の防災力強化について伺います。

東京消防庁では、平成 22 年 11 月の杉並区高円寺商店街で発生した火災を踏まえ、商店街と各消防署の「地域の防火安全体制強化の推進に関する協定」を締結しています。東京都商店街連合会ホームページによると「商店街こそが街の安全安心の要になると、単会や商店街連合会レベルでの地元消防署・警察署との連携が活発化している」とあります。商店街でひとたび火災が起これば、建物ばかりでなく営業基盤や地域の賑わい拠点も失うことになります。

北区においても平成 23 年 5 月に赤羽一番街商店街振興組合が赤羽消防署と締結し、現在 9 つの商店街等が王子・赤羽・滝野川の消防署と防火安全体制強化の締結を行っています。

赤羽や十条など個性的な商店街が頻繁にテレビ等に取り上げられ、北区の魅力アップにつながっています。安全安心の商店街は更に人を呼び、北区の魅力を発信できると思います。商店街は人の集まる場所、火災だけでなく大規模災害時の帰宅困難者対応なども含め、商店街が街の安全安心の要として活動できるよう北区としても支援が必要ではないでしょうか。以下、伺います。

ア、消防署と協定を締結している商店街からモデル的な取り組みとして AED・街路消火器・スタンドパイプ等設置することはできないでしょうか。例えば、赤羽一番街商店街は赤羽区民事務所入り口付近に AED・街路消火器・スタンドパイプを設置し、24 時間いつでも・誰でも使えるように出来ないでしょうか。

イ、商店街の協定締結や安全安心対策の取り組みを区内外に発信するため、北区・各消防署・商店街連合会などのホームページを活用できないでしょうか。

大きな3として、保育士等の人材確保について伺います。

今年4月、公明党議員団では大松あきら都議会議員と共に、花川区長・清正教育長に「待機児童の解消を求める緊急対策について申し入れ」を行いました。

「区内で働く保育士の待遇改善を図る一環として家賃補助の実施や離職した潜在保育士を確保するため、未就学児を持つ保育士の子どもの優先入園など保育士の側に立った支援を強化すること。」など4項目を申し入れました。

また、公明党議員団では保育士の安定的な確保のため独自に「保育士・保育所支援センター」を開設した鹿児島市を視察してまいりました。

鹿児島市の「保育士・保育所支援センター」は、私立保育園が母体となっている鹿児島市保育協会に事業を委託し、市内保育園との顔の見える細やかな情報共有や相談業務を行い、登録者とのマッチングを丁寧に行っています。

厚生労働省では保育士・保育所支援センターを都道府県で1か所以上の設置を定めており、東京都は東京都社会福祉協議会に委託をして「東京都保育人材・保育所支援センター」を運営しています。東京都の平成26年12月の保育士の有効求人数は約8,000人にのぼっています。潜在保育士や保育士を目指す学生等に対し、きめ細やかなマッチングはできているのでしょうか。

世田谷区や大田区では私立保育園を対象にした求人情報サイトを開設し、私立保育園の人材確保をバックアップしています。

待機児童解消のためには、保育所の確保と何よりもそこで働く優れた保育人材の確保をどのようにしていくかが課題であります。区立保育園だけでなく区内の私立保育園の保育人材確保について以下、伺います。

- ① 細やかな相談とマッチングができる、北区独自の保育士・保育所支援センターのような機能が必要だと思いますがいかがでしょうか。
- ② 東京都保育人材・保育所支援センターと私立保育所はどのように連携し機能しているのでしょうか。
- ③ 潜在保育士など、保育園での就業希望者への積極的な働きかけが必要だと思いますがいかがでしょうか。
- ④ 保育士の負担軽減、離職防止のために保育資格を持たない短時間勤務の保育補助者の増員について。
- ⑤ 子育て中の保育士又は保育士資格者が区内保育所等に再就職する際、子供の入所基準点数に加算し保育士確保を行うことについて。
- ⑥ 保育士確保のための家賃補助について。以上、区の見解を求めます。

大きな4として、粉ミルク支給事業について伺います。

公明党議員団では NPO 法人スマイルリボンや区内の患者さん等と連携を取りながら公明党のネットワークを生かし、平成 20 年から HTLV-1 ウイルスの撲滅を目指して様々な提案を議会質問や意見書の提出などで行ってまいりました。

国では、平成 23 年度から妊婦健康診査に HTLV-1 抗体検査を導入し、キャリア妊婦の相談体制も整いました。早期に母乳からミルクに切り替える等、国の母子感染予防対策が進み、平成 27 年の感染者は 82 万人と推計され、平成 20 年より 26 万人以上感染者が減ったとの事です。この結果からも母乳による母子感染を予防することが、成人 T 細胞白血病 ATL や HTLV-1 関連脊髄症 HAM の発症を防ぐこととなります。

公明党議員団では、霧島市の「HTLV-1 対策粉ミルク支給事業」を視察してまいりました。

霧島市では、HTLV-1 感染や病気により母乳を与えられない乳児、多胎児、市民税非課税世帯で出生体重が 2,000 グラム以下の乳児を対象に 1 歳になるまで粉ミルク支給券を支給しています。1 カ月 3000 円、最大で 36,000 円です。

厚生労働省の調査では生後 3 カ月の乳児を母乳だけで育てている母親は 55% に達しているとの事です。母乳育児が見直されている中で、病気等で母乳を与えられないお母さんの苦しみに寄り添い支えることは、子育て支援の視点からも大切なことであると思います。仮にも、経済的理由から母乳を与えたことで母子感染を招く事があってはならないと思います。

北区においても病気等により母乳を与えられない場合の、粉ミルク支給事業を実施して頂きたいと思いますが、如何でしょうか。

最後に、骨髄移植ドナーに対する支援について伺います。

北区議会では第 2 回定例会において「骨髄移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書」を国に提出致しました。ドナー休暇制度やドナーの休業補償制度の創設を求めるものです。

現在、ドナー登録をしている人は 46 万人。患者が希望すれば HLA が適合するドナーは約 95% 見つかるまでになりました。

ドナーに選定されると、検査や骨髄採取の為の入院などで 10 日前後仕事を休まなくてはなりません。これにかかる交通費や入院費はドナーの負担がないものの、仕事を休む為には多くの努力と周囲の協力がなければ不可能です。

北区では、「骨髄提供に係る通院・入院期間中のサービス提供について」HP で紹介し、ドナーに選定された区民に子育てや介護について有料ではありますがサービスを利用できるよう支援を行っています。

東京都では国に先駆けて、ドナーに対し助成金制度を導入した市区町村に対し、助成金の2分の1の補助を行っています。豊島区ではこの制度を活用し、区内在住のドナーに対し、7日間を上限に1日2万円を支給しています。また、ドナーが従事する事業所に対しても7日間を上限に1日1万円交付されます。

北区でも骨髄ドナーに対し、社会的貢献度の強い事業と認識いただいております。東京都の制度を活用し豊島区のような区民と事業所への骨髄ドナーに助成金を支給する制度を設けていただきたいと思います。ですが、如何でしょうか。

以上で、質問を終わります。ご静聴ありがとうございました。